報奨金交付要綱の改正について

建設緑政局緑政部みどり・多摩川協働推進課

目的

令和7年2月10日 建設緑政局緑政部 みどり・多摩川協働推進課

現状…

公園緑地報奨金交付要綱

街区公園等の管理運営に関する要綱

街路樹等愛護会要綱



公園緑地愛護会











の皆様に公園や街路樹の管理にご協力いただいています。

課題…

活動団体によって要綱違うことによって…

活動 内容

手続き

全市的に…

団体の解散 継続困難

要綱の見直し(統合)の方向性について

目的

- ・既存団体の活動の継続性を高める
 - ・新たな担い手確保



- •団体の枠組みは変わりません
- ・活動内容は変わりません
- 報奨金の金額は変わりません

変更点

①事務手続きを簡略化します。

②報奨金の支払い時期を統一します。

③1団体での管理が難しい広い場所では、<u>複数団体の設立が可能</u>な場合があります。

変更点①事務手続きの簡略化について

報奨金交付までの流れ

報告書の書式

自由記入式

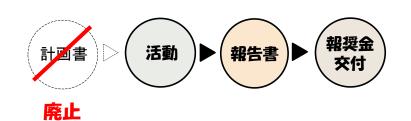
【これまで】





月	活動状況	参加人数

【これから】



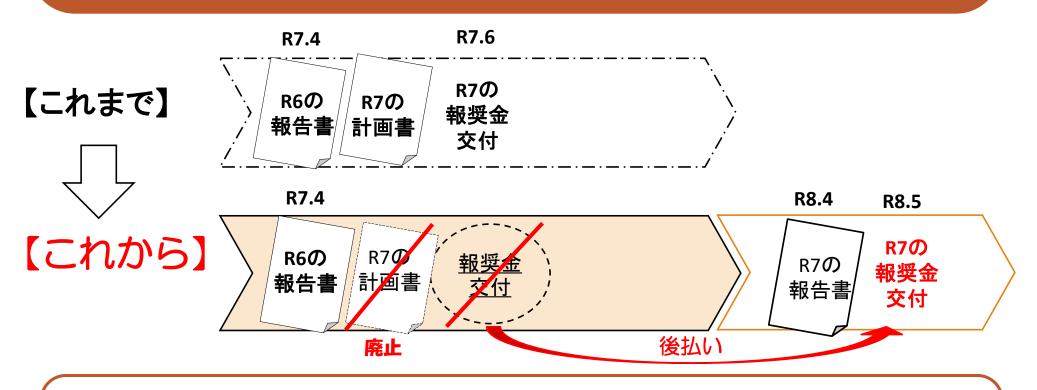
選択方式

月	活動状況	参加人数
	☑清掃·除草 □剪定 □花壇	☑ 5名 □ 6~10名

- ◆ 活動計画書が <u>廃止(提出不要)</u>となります。
- ◆ 活動報告書が選択方式になり、<mark>記入が簡単</mark>になります。

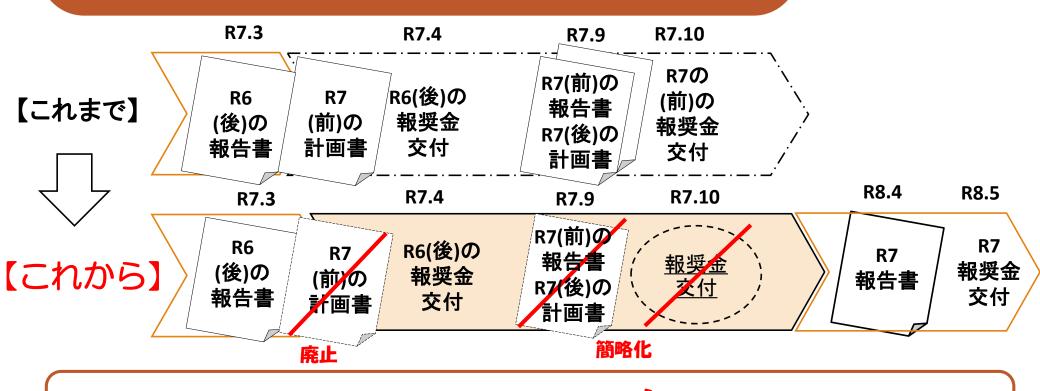
変更点②報奨金の支払い時期の統一について

公園緑地愛護会・街路樹愛護会の方



変更点②報奨金の支払い時期の統一について

管理運営協議会の方



◆ 報告書の提出・報奨金の交付は

年1回になります。

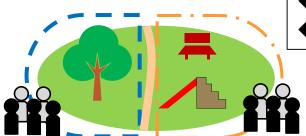
変更点③複数団体の設立について

【これまで】



【これから】





- ◆概ね1500平米を超える公園・緑地
- ◆物理的に区切りができる など

複数団体の設立が可能

団体の設立に関する相談は各区道路公園センターにお問合せ下さい。

日頃より川崎市の公園・緑地・街路樹の維持管理にご協力いただきありがとうございます。

今後もみなさまが活動しやすくなるよう検討を続けていきますのでご協力よろしくお願いいたします。

